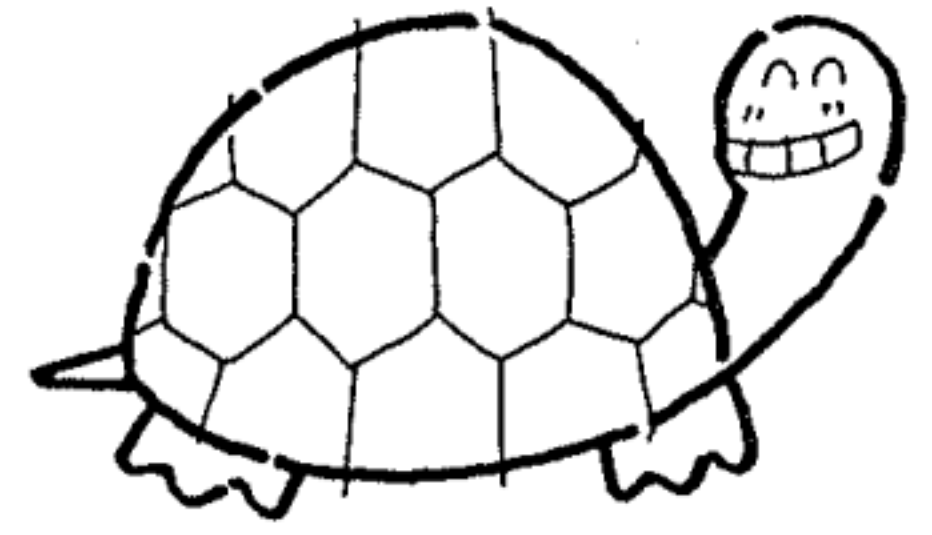


法定外控除



廃止！への道のり

ただ今法定外控除廃止進行中です。当初予定の5月廃止ができずに、ズルズルと未だに完全な廃止を成し得ない私です。しかし、この連載が終る頃には「廃止完了」報告ができるはず！

では、これまでの経過と、それについて私が感じたことをお知らせしたいと思います。

4月23日
(冲教済との話し合い)

法定外控除廃止5月給与実施にあけて最初におこなったのが、冲教済へ直接行って話をしたこと。内容はもちろん法定外控除を辞めることでした。(すっきりしたかったのでも自身脱会する旨の話もした。)

一時間話をして感じたことは、事務職員が法定外控除をしてくれることが一番良い方法であり、その行為自体が違法だから「福利厚生」の名の下には違法でなくなるような言い方をすることでした。そして、事務職員のために研究団体などへ補助金を出しているとか、自分たちは営利目的ではないから会員でなくても(事務職員が)

大多数の学校職員が加入している冲教済に協力するのはあかしくないともしました。

私も法定外控除の違法性、会員間の平等性を根拠に冲教済の会費徴集方法の見直し等を訴えましたが、前記のように、冲教済は「福利厚生」を押し出しておの願い一点、張りで平行線のまま話し合いは終わりました。

結局、「会員間の助け合いを目的にできた共済会なのに、同じ会員(非会員も含めて)で、なぜ事務職員だけが法律を犯してまで会員に尽さなければならないのか」という根本的な疑問に冲教済は応えてくれなかったのです。

4月30日
(職員会議での話し合いI)

校長の了解もと「校内控除(違法控除)廃止について」という資料も作成、事前配布もして職員会議に臨みました。

席上、私は事前配布した資料で法定外控除廃止については理解しているものと軽く考えていました。しかし、法的根拠への批判等非難が次々で



私の考えが甘かったとすじ突刺させられました。

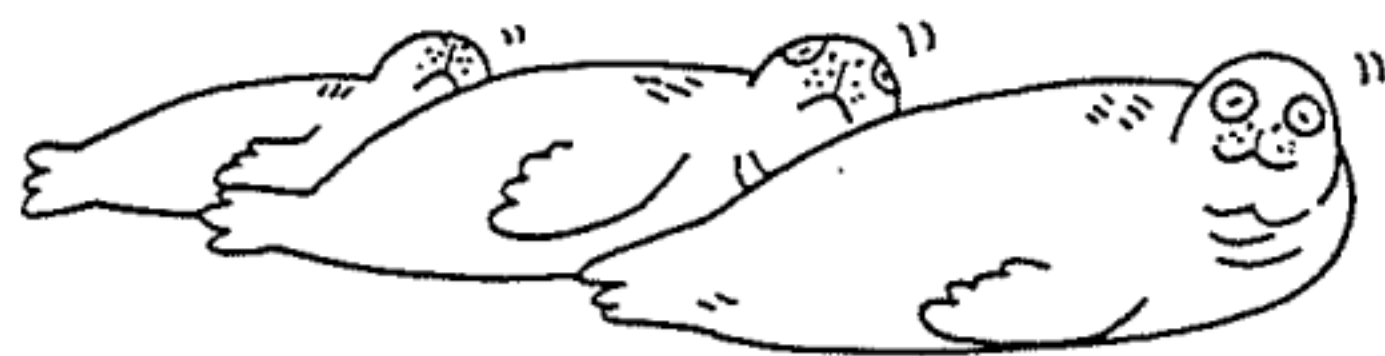
議論の内容は、法定外控除の違法性についての法的根拠が主でした。私は、地方公務員法第25条を根拠に説明しましたが、返ってきた言葉が「あなたにそう思っているだけで、これが正しいか決めるのはあなたではないでしょう」というとんでもない答えでした。私が反論する暇もなく、今度は、「あなたの行為が職員の和を乱すことになる」という半ば威圧的な言葉が出てきました。

「職員の一人である事務が違法な控除をすることによって成り立つ職員の和はあかしい」と私が反論すれば、「法定外控除が違法とは私たちは思っていない」と言いだすありさまでした。



そうしているうちに校長の発言が求められ、予想外の反響にとまどったのか、事前に私との話し合いで了解したのをもう一度私と話し合うということになりました。私は不服でしたが、時刻も5時を過ぎており、また、この職員会議では終りそうにもなかったので日を改めて話し合うとの条件を出して終了しました。

これが、法定外控除廃止へむけての最初の本格的な職員の反響だったのです。



5月12日 (沖教組との話し合い)

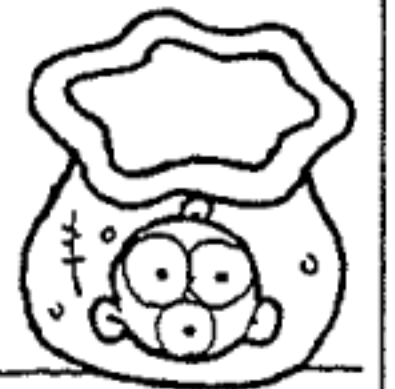
分会長からの「組合として話をしたい」という申し入れ



に心えて、支部から来た人を変えた3人で話し合いをしました。

あちらもいろいろ調べたらしく、支部から来た人が法定外控除の法的正当性(?)説明してくれた後、組合費の差引依頼をしてきました。私は一とあり話を聞いてから法的根拠の誤りの資料を見せて指摘し、法定外控除廃止の正当性を説明しました。

この法的根拠以外にも話をしましたが、結局は組合費差引きお願いであり、職員会議で言っていた「組合費は組合で考えます」との勢いほどこへいったのかと思うような話し合いでした。



5月14日 (校長との話し合い I)



校長と2人で法定外控除の話し合いをしました。前の職員会議で話し合うことになっていたことですが、校長とは前にも職員会議に出す時に話をしていたので、内容は法的根拠ではなく、「君が言うとおりであれば、なぜ果はこのような法定外控除を止めさせないのか」という点でした。

私は、「冲事研質疑応答集」平成元年回答の「……教育委員会では法定控除以外の控除はおこなっていない」という部分を見せながら、「文書には載っていませんが、この回

答が全沖事務研の会場で出された時、質問者の『では、学校で実際行われている事実を義務教育課は把握しているのか、それとも知っているながら黙認するのか』という追及に、『もしそれが事実ならば違法である』ということも口頭で答えた事実がありませう」と説明したら、この件については納得したようでした。

そして今度は、「君のやろうとしていることが正しいことだとは解るが、沖教清だけはやってくれないか」というお願いの形で話してきました。「法定外控除は、やること自体が違法行為であって、一つやっても、10

こやっても違法であることに違いはありません。ですから、沖教清だけというのはできません。」という強い意志で答えたので諦めたのか、これを話し合いは終わりました。

「さあ、これを次の職員会議とこのりこえれば、めでたく法定外控除は廃止できるぞ！」と気合いをいれて、せっせと資料作りに励む私でした。ところが、まさかその職員会議が長時間におよぶ話し合いとなったうえ、更にとんでもない「事件」にまで発展するとは夢にも思っていない世間知らず(?)の私でした。



ボーナス

だ!



もいっけど



もよろしく!



昨夏の夏は「傾斜配分」、ボーナスの差別支給が導入され職種間の差別ばかりか、事務職員でも主査昇任かどうかで差別が生じている。

今年は! というと、「昇格時短縮」に「特昇制度」、7月もすぎたというのにまだ何の説明もない。組合と当局の交渉によって決まっているはずの情報すら、はっきりとは伝わってこない。—— またく困ったものだ。

「いつもいつもjim jimをありがとう。毎月楽しみに読んでいます。情報源はjim jimが頼りです。」とは、5/6付No.49でのあふとしたカンパの呼びかけ

に添えてさっそく寄せられたご女子意の一部です。お先輩! いつも沢山の切手をありがとうございます。

こうした励ましの声、喜びの声、経済的な援助に支えられて毎月楽しくJim Jimの発行を続けています。

今後とも、私達の身近にある課題、をとりあげてお届けしたいと思っています。切手、現金とともに「わかりやすい」とか、あるいは「難しすぎる」とか、率直な

ご意見をお寄せいただければ助かります。

メンバーの誰かにご連絡下さい。ご協力よろしくお願ひします。

